

参考資料

農山漁村再生可能エネルギー法 Q&A より抜粋

農林水産省ホームページより

6-20 再生可能エネルギー発電事業の譲渡・承継のときにどのように対応すべきでしょうか。

(答)

- 1 再生可能エネルギー発電事業者が農林地や漁港等に発電設備を整備したにもかかわらず、事業を途中で第三者に譲渡・承継をすることは、併せて行う農林漁業の健全な発展に資する取組の継続も含め、関係者への影響が及ぶ可能性があることから、認定を受けた事業を実施していくことが重要です。
- 2 やむを得ず、譲渡・承継する必要がある場合は、事業及び併せて行う農林漁業の健全な発展に資する取組が確実に継続されるよう、事業者は、事前に協議会の場で関係者に説明を行い、譲渡・承継に対する合意を得た上で、設備整備計画の変更について、市町村の認定を受ける必要があります。